

鳥栖・三養基西部環境施設組合分別収集計画

平成22年 7月 1日

鳥栖・三養基西部環境施設組合

## 鳥栖・三養基西部環境施設組合分別収集計画

### 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	12
○	現有施設の整備状況概要	15
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	15

平成22年7月1日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本組合の構成市町では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての普及啓発を推進しているが、住民一人1日当りのごみ排出量は、近年減少傾向を示している。今後も関係市町と連携を強めて、ごみ減量に努める。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の約4分の1を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイを対象とする。

なお、紙製容器包装については、雑誌と混合収集で対応する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

		平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
鳥栖・三養基西部 環境施設組合		7,951 t	8,032 t	8,112 t	8,196 t	8,279 t
内 訳	鳥栖市	5,802 t	5,883 t	5,965 t	6,049 t	6,133 t
	みやき町	1,549 t	1,547 t	1,544 t	1,542 t	1,539 t
	上峰町	600 t	602 t	603 t	605 t	607 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、先進地等の事例を調査、参考にし、住民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、資源回収団体の拡充等に積極的に取り組むとともに、ごみの減量化とリサイクル推進等その方策についても併せて協議する。

- ・分別収集チラシ及びカレンダー等を全世帯に配布し、分別収集の重要性を啓発する。
- ・小・中学生を中心に本組合リサイクルプラザの見学会などを計画し、ごみの排出抑制再資源化の意義及び効果やごみの適切な分別等に関する環境教育啓発に積極的に取り組む。
- ・廃棄物に関するビデオの放映、処理作業工程を自分の眼で見ることにより基本的な認識を深める。
- ・出前環境講座を開催し、ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について地区学校、その他各種グループからの要請に応じて説明を行う。
- ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、スーパーや事業所等に対し、製造販売の段階での排出抑制、資源化対策を講じるよう指導する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器	スチール缶	
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明のビン
	茶色のガラス製容器	茶色のビン
	その他のガラス製容器	その他の色のビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	
	プラスチック製容器包装	

※その他の紙製容器包装については、雑誌と混合収集をする。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

【組合】

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	主としてスチール製の容器	94.9t		95.8t		96.7t		97.6t		98.5t
主としてアルミ製の容器	97.3t		98.1t		98.8t		99.7t		100.4t	
無色のガラス製容器	(合計) 297.4t		(合計) 300.3t		(合計) 303.4t		(合計) 306.5t		(合計) 309.7t	
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 297.4t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 300.3t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 303.4t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 306.5t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 309.7t
茶色のガラス製容器	(合計) 328.3t		(合計) 331.5t		(合計) 334.6t		(合計) 337.9t		(合計) 341.1t	
	(引渡額) 0t	(独自処理量) 328.3t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 331.5t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 334.6t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 337.9t	(引渡額) 0t	(独自処理量) 341.1t
その他のガラス製容器	(合計) 96.5t		(合計) 97.5t		(合計) 98.5t		(合計) 99.6t		(合計) 100.5t	
	(引渡額) 96.5t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 97.5t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 98.5t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 99.6t	(独自処理量) 0t	(引渡額) 100.5t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	14.6t		14.7t		14.8t		14.8t		14.9t	
主として段ボール製の容器	487.2t		492.3t		497.7t		503.2t		508.5t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡額) — t	(独自処理量) — t	(引渡額) — t	(独自処理量) — t	(引渡額) — t	(独自処理量) — t	(引渡額) — t	(独自処理量) — t	(引渡額) — t	(独自処理量) — t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 162.9t		(合計) 164.4t		(合計) 166.1t		(合計) 167.6t		(合計) 169.4t	
	(引渡額) 81.5t	(独自処理量) 81.4t	(引渡額) 82.3t	(独自処理量) 82.1t	(引渡額) 83.1t	(独自処理量) 83.0t	(引渡額) 83.8t	(独自処理量) 83.8t	(引渡額) 84.8t	(独自処理量) 84.6t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 111.2t		(合計) 111.9t		(合計) 112.7t		(合計) 113.5t		(合計) 114.3t	
	(引渡額) 106.7t	(独自処理量) 4.5t	(引渡額) 107.3t	(独自処理量) 4.6t	(引渡額) 108.0t	(独自処理量) 4.7t	(引渡額) 108.7t	(独自処理量) 4.8t	(引渡額) 109.4t	(独自処理量) 4.9t
(うち白色トレイ)	(合計) 13.5t		(合計) 13.6t		(合計) 13.7t		(合計) 13.8t		(合計) 13.9t	
	(引渡額) 9.0t	(独自処理量) 4.5t	(引渡額) 9.0t	(独自処理量) 4.6t	(引渡額) 9.0t	(独自処理量) 4.7t	(引渡額) 9.0t	(独自処理量) 4.8t	(引渡額) 9.0t	(独自処理量) 4.9t

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、雑誌と混合収集を行なっている。

【鳥栖市】

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	60.8t		61.7t		62.6t		63.5t		64.4t	
主としてアルミ製の容器	54.4t		55.2t		56.0t		56.8t		57.6t	
無色のガラス製容器	(合計) 217.3t		(合計) 220.3t		(合計) 223.4t		(合計) 226.5t		(合計) 229.7t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 217.3t	(引渡) 0t	(独自処理) 220.3t	(引渡) 0t	(独自処理) 223.4t	(引渡) 0t	(独自処理) 226.5t	(引渡) 0t	(独自処理) 229.7t
茶色のガラス製容器	(合計) 227.4t		(合計) 230.6t		(合計) 233.8t		(合計) 237.1t		(合計) 240.4t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 227.4t	(引渡) 0t	(独自処理) 230.6t	(引渡) 0t	(独自処理) 233.8t	(引渡) 0t	(独自処理) 237.1t	(引渡) 0t	(独自処理) 240.4t
その他のガラス製容器	(合計) 71.1t		(合計) 72.1t		(合計) 73.1t		(合計) 74.1t		(合計) 75.1t	
	(引渡) 71.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 72.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 73.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 74.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 75.1t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	9.4t		9.5t		9.6t		9.7t		9.8t	
主として段ボール製の容器	379.4t		384.7t		390.1t		395.6t		401.1t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 114.4t		(合計) 116.0t		(合計) 117.6t		(合計) 119.2t		(合計) 120.9t	
	(引渡) 57.2t	(独自処理) 57.2t	(引渡) 58.0t	(独自処理) 58.0t	(引渡) 58.8t	(独自処理) 58.8t	(引渡) 59.6t	(独自処理) 59.6t	(引渡) 60.5t	(独自処理) 60.4t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 57.0t		(合計) 57.8t		(合計) 58.6t		(合計) 59.5t		(合計) 60.4t	
	(引渡) 52.5t	(独自処理) 4.5t	(引渡) 53.2t	(独自処理) 4.6t	(引渡) 53.9t	(独自処理) 4.7t	(引渡) 54.7t	(独自処理) 4.8t	(引渡) 55.5t	(独自処理) 4.9t
(うち白色トレイ)	(合計) 4.5t		(合計) 4.6t		(合計) 4.7t		(合計) 4.8t		(合計) 4.9t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 4.5t	(引渡) 0t	(独自処理) 4.6t	(引渡) 0t	(独自処理) 4.7t	(引渡) 0t	(独自処理) 4.8t	(引渡) 0t	(独自処理) 4.9t

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、雑誌と混合収集を行なっている。

【みやき町】

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	22.8t		22.8t		22.7t		22.7		22.7t	
主としてアルミ製の容器	32.9t		32.9t		32.8t		32.8t		32.7t	
無色のガラス製容器	(合計) 55.3t		(合計) 55.2t		(合計) 55.1t		(合計) 55.0t		(合計) 54.9t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 55.3t	(引渡) 0t	(独自処理) 55.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 55.1t	(引渡) 0t	(独自処理) 55.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 54.9t
茶色のガラス製容器	(合計) 71.3t		(合計) 71.2t		(合計) 71.1t		(合計) 71.0t		(合計) 70.8t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 71.3t	(引渡) 0t	(独自処理) 71.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 71.1t	(引渡) 0t	(独自処理) 71.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 70.8t
その他のガラス製容器	(合計) 16.7t		(合計) 16.7t		(合計) 16.7t		(合計) 16.7t		(合計) 16.6t	
	(引渡) 16.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 16.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 16.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 16.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 16.6t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3.8t		3.8t		3.8t		3.7t		3.7t	
主として段ボール製の容器	83.4t		83.2t		83.1t		83.0t		82.8t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t	(引渡) — t	(独自処理) — t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 29.0t		(合計) 28.9t		(合計) 28.9t		(合計) 28.8t		(合計) 28.8t	
	(引渡) 14.5t	(独自処理) 14.5t	(引渡) 14.5t	(独自処理) 14.4t	(引渡) 14.5t	(独自処理) 14.4t	(引渡) 14.4t	(独自処理) 14.4t	(引渡) 14.4t	(独自処理) 14.4t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 45.2t		(合計) 45.1t		(合計) 45.1t		(合計) 45.0t		(合計) 44.8t	
	(引渡) 45.2t	(独自処理) 0t	(引渡) 45.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 45.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 45.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 44.8t	(独自処理) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 5.6t		(合計) 5.6t		(合計) 5.6t		(合計) 5.6t		(合計) 5.5t	
	(引渡) 5.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 5.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 5.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 5.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 5.5t	(独自処理) 0t

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、雑誌と混合収集を行なっている。



【上峰町】

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	11.3t		11.3t		11.4t		11.4t		11.4t	
主としてアルミ製の容器	10.0t		10.0t		10.0t		10.1t		10.1t	
無色のガラス製容器	(合計) 24.8t		(合計) 24.8t		(合計) 24.9t		(合計) 25.0t		(合計) 25.1t	
	(引渡) 0t	(独自) 24.8t	(引渡) 0t	(独自) 24.8t	(引渡) 0t	(独自) 24.9t	(引渡) 0t	(独自) 25.0t	(引渡) 0t	(独自) 25.1t
茶色のガラス製容器	(合計) 29.6t		(合計) 29.7t		(合計) 29.7t		(合計) 29.8t		(合計) 29.9t	
	(引渡) 0t	(独自) 29.6t	(引渡) 0t	(独自) 29.7t	(引渡) 0t	(独自) 29.7t	(引渡) 0t	(独自) 29.8t	(引渡) 0t	(独自) 29.9t
その他のガラス製容器	(合計) 8.7t		(合計) 8.7t		(合計) 8.7t		(合計) 8.8t		(合計) 8.8t	
	(引渡) 8.7t	(独自) 0t	(引渡) 8.7t	(独自) 0t	(引渡) 8.7t	(独自) 0t	(引渡) 8.8t	(独自) 0t	(引渡) 8.8t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.4t		1.4t		1.4t		1.4t		1.4t	
主として段ボール製の容器	24.4t		24.4t		24.5t		24.6t		24.6t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 19.5t		(合計) 19.5t		(合計) 19.6t		(合計) 19.6t		(合計) 19.7t	
	(引渡) 9.8t	(独自) 9.7t	(引渡) 9.8t	(独自) 9.7t	(引渡) 9.8t	(独自) 9.8t	(引渡) 9.8t	(独自) 9.8t	(引渡) 9.9t	(独自) 9.8t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 9.0t		(合計) 9.0t		(合計) 9.0t		(合計) 9.0t		(合計) 9.1t	
	(引渡) 9.0t	(独自) 0t	(引渡) 9.0t	(独自) 0t	(引渡) 9.0t	(独自) 0t	(引渡) 9.0t	(独自) 0t	(引渡) 9.1t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 3.4t		(合計) 3.4t		(合計) 3.4t		(合計) 3.4t		(合計) 3.5t	
	(引渡) 3.4t	(独自) 0t	(引渡) 3.4t	(独自) 0t	(引渡) 3.4t	(独自) 0t	(引渡) 3.4t	(独自) 0t	(引渡) 3.5t	(独自) 0t

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、雑誌と混合収集を行なっている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定方法については、構成市町毎に下記のとおりである。

**【鳥栖市】**

直近年度（平成21年度）における収集実績に人口変動率を乗じて算出した。

※詳細については別紙資料参照

**【みやき町】**

平成22年4月1日現在の住基人口を収集人口とし、それを平成27年まで採用する。

※詳細については別紙資料参照

**【上峰町】**

直近年度（平成21年度）における収集実績に人口変動率を乗じて算出した。

※詳細については別紙資料参照

分別収集は現行のコンテナ収集体制を活用して行なう。なお、現在住民団体等による資源回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

## 【鳥栖市】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	定期収集及び拠点回収	市町による定期収集及び拠点回収については、鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ(選別・圧縮施設)
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明のビン		
	茶色のガラス製容器	茶色のビン		
	その他のガラス製容器	その他の色のビン		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		白色トレイについては、(有)鳥栖環境開発総合センター(熔融施設)
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

※「その他の紙製容器包装」については、雑誌と混合収集で対応。

※「白色トレイ」については、マテリアルリサイクルが確実であり、経済性においても有利な(有)鳥栖環境開発総合センターにおいて選別・保管を行なう。

【みやき町】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	定期収集及び拠点回収	町による定期収集及び拠点回収については、 鳥栖・三養基西部環境施設組合 リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明のビン		
	茶色のガラス製容器	茶色のビン		
	その他のガラス製容器	その他の色のビン		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収 (スチール缶、アルミ缶、段ボール)	
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

※「その他の紙製容器包装」については、雑誌と混合収集で対応。

【上峰町】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	定期収集及び拠点回収	町による定期収集及び拠点回収については、鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ(選別・圧縮施設)
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明のビン		
	茶色のガラス製容器	茶色のビン		
	その他のガラス製容器	その他の色のビン		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

※「その他の紙製容器包装」については、雑誌と混合収集で対応。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

空缶（スチール、アルミ）・空ビン（無色、茶色、その他）・紙パック・ペットボトル・段ボール・白色トレイ、その他プラスチック製容器包装をリサイクルプラザにて選別、圧縮、保管を行なう。

その他紙製容器包装については、雑誌と混合収集で対応する。

【鳥栖市】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	コンテナ	委託業者 2トン 平及び深ボディ車	鳥栖・三養基西部 環境施設組合 リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色透明のビン			
茶色のガラス製容器	茶色のビン			
その他のガラス製容器	その他の色のビン			
飲料用紙製容器	紙パック	ネット		
段ボール	段ボール	紐で括る		
ペットボトル	ペットボトル	ネット		白色トレイについ ては、(有)鳥栖環 境開発総合センタ ー(熔融施設)
その他のプラスチック製 容器包装	白色トレイ プラスチック製 容器包装			

※「白色トレイ」については、マテリアルリサイクルが確実であり、経済性においても有利な(有)鳥栖環境開発総合センターにおいて中間処理を行う。

【みやき町】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	コンテナ	委託業者 2トン 平及び深ボディ車	鳥栖・三養基西部 環境施設組合 リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色透明のビン			
茶色のガラス製容器	茶色のビン			
その他のガラス製容器	その他の色のビン			
飲料用紙製容器	紙パック	紐で括る		
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	ネット		
その他のプラスチック製 容器包装	白色トレイ プラスチック製 容器包装			

【上峰町】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	コンテナ	委託業者 2トン 平及び深ボデ イ車	鳥栖・三養基西部 環境施設組合 リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色透明のビン			
茶色のガラス製容器	茶色のビン			
その他のガラス製容器	その他の色のビン			
飲料用紙製容器	紙パック	紐で括る		
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	ネット		
その他のプラスチック製 容器包装	白色トレイ プラスチック製 容器包装			



○現有施設の整備状況概要

施設名称 鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ

ア 施設規模	処理能力(t/5h・日)
粗大ごみ・不燃ごみ処理系統施設	22.95
缶類処理施設	2.95
その他プラスチック・ペットボトル処理施設	5.54
びん類処理施設	5.57
紙パック・その他紙処理施設	4.47
新聞・雑誌・段ボール・古布・白色トレイ	5.52
合計	47.00

イ 主要装備方式

受入供給 受入ホッパ方式

選別貯留 粗大ごみ・不燃ごみ処理系統施設

①鉄 ②アルミニウム ③可燃物 ④不燃物

資源ごみ処理系統設備

①スチール缶 ②アルミ缶 ③無色びん ④茶色びん

⑤その他びん ⑥その他プラスチック ⑦ペットボトル

⑧白色トレイ ⑨紙パック ⑩段ボール ⑪その他紙類

⑫新聞・雑誌 ⑬布

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、より良い推進体制を検討・研究し整備する。また、地域での自主的なリサイクル活動を推進していくため、資源回収団体活動の強化に努める。
- ・現在実施しているコンテナ収集及びステーション方式による分別収集の徹底を図る。
- ・住民に対し、広報紙等を通じて、資源化意識の高揚を図る。
- ・集団回収への助成強化やコンポスト容器又は電動生ごみ処理機等の普及を促進し、排出抑制を図る。
- ・本組合リサイクルプラザにて、家庭に眠る古着や日用雑貨を販売するエコマーケットを毎月第3日曜日に開催し、ごみ排出の抑制を図る。